

温泉法の一部を改正する法律案参照条文

自然環境保全法（昭和四十七年法律第百八十五号）抄

（都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）及び温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）抄

第五条 保健所は、都道府県、政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

2 （略）

行政手続法（平成五年法律第八十八号）抄

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のた  
めの手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしよう  
とするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に  
従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分  
をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イから二までのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)

伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百二十二号）抄

（観光温泉資源の保護）

第三条 伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、条例の定めるところにより、伊東市の区域  
内における鉱物の掘採、土石の採取その他の行為で観光温泉資源の保護に著しい影響を及ぼす虞の  
あるもの（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第三条第一項及び第八条第一項に規定する土  
地の掘さく及び増掘を除く。）を禁止し、若しくは制限し、又は当該禁止若しくは制限に違反した  
者に対し、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

2・3 (略)